横手市農地利用最適化推進委員　募集要項（期間再延長）

横手市農業委員会は、現在の農地利用最適化推進委員の任期が令和９年３月３１日をもって満了となるため、令和８年１０月２９日から令和８年１１月１１日まで期間を延長し、令和９年度から活動していただく委員を募集しましたが、定数に満たない区域がありましたので、次のとおり募集期間を再延長します。

１　募集人員

定数に満たなかった区域

担当区域	募集人数
雄物川地域	２人

２　任期

農業委員会が委嘱した日※から令和１２年３月３１日まで

※令和９年４月上旬委嘱予定

３　身分

横手市の特別職の非常勤職員

４　報酬額

横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

月額　３５，０００円

５　推薦を受ける者または応募する者の資格

(1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域においてそのための活動ができる方

(2) 市内に住所を有する方

(3) ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

①法令により兼職が禁止されている方や公務遂行上適当と認められない方

②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方

③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

④拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

６　主な業務内容

担当区域において農業委員と連携し、主に次の現場活動を行います。

(1) 担い手への農地の集積・集約化

(2) 遊休農地の発生防止・解消

(3) 新規参入の促進

(4) 農地の違反転用の防止・解消
(5) 地域計画の継続的な見直しへの支援
(6) 活動記録簿の作成と提出（毎月）
(7) 各種研修会等への出席　など

7　推薦・応募方法及び応募書類等

方　　法	様　　式
個人の農業者等（3 人）による推薦	様式第 1 号　農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般）
法人又は団体等による推薦	様式第 2 号　農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体）
本人による応募	様式第 3 号　農地利用最適化推進委員候補者応募書

※上記の書類については、下記の【お問い合わせ先】の窓口にご準備しております。また、市ホームページからもダウンロードできます。

8　募集延長期間及び提出先

令和８年１２月９日（水）まで【午後５時必着】

【提出先】

方　　法	提　　出　　先
持参の場合	「農業委員会事務局」及び「最寄りの地域課農業委員会担当」窓口 ※ただし、平日の午前８時３０分から午後５時００分までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
郵送の場合	〒013-0060　横手市条里二丁目 1 番 15 号 サンサン横手内　「横手市農業委員会事務局」　宛

9　推薦及び応募状況の公表

募集延長期間の終了後に、提出された書類をもとに推薦者及び応募者等を市ホームページ等で公開しますので、公表することに同意のうえ応募書類を提出してください。

１０　選考方法

横手市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された応募書・推薦書の「応募・推薦理由」や「農業委員会の主な業務についての考え方」などの記載内容を重点的に審査し選考します。

１１　注意事項

・提出された書類等は返却しません。
・農地利用最適化推進委員には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務があります。この義務はその職を退いた後も同様です。

【お問い合わせ先】

窓　　口	電話番号
農 業 委 員 会 事 務 局	３５－２１７２
雄物川地域課産業建設係	２２－２１８７